National Association of Crime Victims and Surviving Families

NAVS

ニューズ・レター

第52号 2017.8.1

E-mail asunokai@navs.jp URL http://www.navs.jp

全国犯罪被害者の会



〒100-8698

郵便事業株式会社 銀座支店 郵便私書箱 2346 号

TEL: 03-6434-5348 FAX: 03-6434-5349

C O N T E N T S 平成29年盛夏 01 男性が婦人科を受診するようなもの 04 安倍総理のこと~被害者参加・損害賠償命令制度の成立 02 会員の声 05 犯罪被害給付制度に関する有識者検討会 03 活動報告 06 自民党司法制度調査会/犯罪被害者に関するヒアリングにて 04 幹事会、関東・関西集会 報告 07

平成29年盛夏

代表幹事 松村 恒夫

今年も早いもので、厳しい夏を迎える季節となりました。思い起こせば、昨年の6月には、鳩山邦夫先生が亡くなられました。今、警察庁の有識者会議で種々検討されている犯罪被害者に対する経済補償制度の見直しは、鳩山先生が自民党の「犯罪被害者施策 PT」の座長としてまとめて下さった提言のお陰だと改めて感謝申し上げる次第です。その提言を踏まえて、警察庁からは、1年間の調査を経て、改善施策が発表されました(詳しくは、その有識者会議の専門委員である渡辺副代表幹事の別掲の記事をご覧願います)。

翻って社会を見てみますと、少子高齢化、核家族化が進む中、殺人事件は減少傾向にあるのに、親族間犯罪は増加傾向だとか、やるせない環境になりつつあります。高齢化に伴う老々介護による悲鳴、家族制度の崩壊が根底にあるのでしょうか。それとも別に原因はあるのでしょうか。

一方、あすの会の現状を考えると、発会以来 18 年が経過し、発会時のような高レベルでのエネルギーの結集は困難でありますが、いざとなれば再結集できる余力は残っていると考えます。

特に最近は、日本弁護士連合会(日弁連)の死刑制度廃止に向けての活動は、看過できないものであると思います。我々あすの会会員は、事件前は、弁護士さんは、社会の模範的な・典型的な紳士・淑女で、その団体は、日本の良識を代表している存在だとの認識を

持っておりました。しかしその認識を改めざるを得ない事例をこの数年で経験いたしました。その第一は、平成19年の被害者参加制度の導入時でした。今でも忘れはしません。時の平山正剛日弁連会長が、「被害者参加制度の導入に反対し、導入は将来に禍根を残す」との談話を発表しました。これに対し、あすの会では直ちに公開質問状を出して、その真意と公開討論と談話の撤回を要求いたしました。しかしこれに対し、誠意ある回答はありませんでしたし、その談話は今もって撤回されておりません。しかし、被害者参加制度には、多くの弁護士さんが協力して下さっていることには感謝申し上げます。

その二は、昨年の日弁連人権大会での死刑制度廃止 宣言の採択でした。やはり弁護士さんにとっての最良の 顧客は加害者・被告人で、被害者のことを考えている というのは表面的なことだったのだと思いました。被害 者、特に殺人事件での被害者の真の気持ち、無念さは 理解してもらえていないし、しょせん弁護士さんには他 人事なのだと残念な感情だけが残ってしまいました。

あすの会は、犯罪被害者の権利確立を求め、司法制度の改革、被害回復制度の確立と誠心誠意活動してまいりました。この間、世間からは、多大なるご支援を頂き、深く感謝申し上げます。しかし、最大のバリヤとなってしまったのが、最も頼りとしていた日弁連とは、何とも皮肉な現象との感を禁じえません。

安倍総理のこと〜被害者参加・損害賠償命令制度の成立

顧問 岡村 勲

6月2日の10時過ぎ、事務局の粂さんから電話が あった。

「11 時に安倍総理が矯正展にお見えになり、あすの会のブースにもお立ち寄りくださるそうです」

私は、あわてて会場へ急行した。

矯正展とは、刑務作業の紹介を目的として、全国の 刑務所や少年院で製作した作業製品の靴、鞄、机その 他(立派な御輿もある)を展示して販売するのだが、 あすの会もその売上金の一部を寄付してもらってい る。さらに会場の一部には、被害者団体のコーナーが あり、あすの会もブースを設けて、会の紹介や写真を 展示して広報している。この日は、第59回全国矯正 展の初日であった。

今から 10 年前のことになる。

2007年3月13日、念願だった被害者の刑事裁判への参加、損害賠償命令の法案が衆議院に上程されたが、日弁連がこの法案に猛反対し、民主党も反対にまわっていた。

日弁連は、全国の弁護士会や弁護士を動員して国会 議員に反対陳情を繰り返した。豊富な資金を投入して 紙爆弾とも言うべき印刷物を配りまくっていた。私た ちとしばしば国会で鉢合わせしたものである。

しかし弁護士の中にも、法案を支持してくれる人もいる。そこで、全国の弁護士にファックスを送り、電話をかけて、民主党、自民党、公明党の国会議員に法案に賛成するよう要望してもらうことにした。あすの会の事務所は、そのために普段に増して架設した電話機に占領された。

こうして集めた弁護士の民主党宛の要望書 1246 通は5月17日に、自民・公明党宛の要望書 1417 通は5月28日に、それぞれの政党に届けたが、自民党への提出は、党内事情があって遅れた。

法案は、6月1日に衆議院で可決され、即日参議院へ送られた。参議院は、自民、公明が多数を占めてはいたが、いろいろな問題もあって与野党の対立がひどく、次の参議院選挙を見越して激しい駆け引きが行われていた。参議院議員の任期は6年だが、3年ごとに半数ずつ任期が来る。その年の7月28日が半数の議員の任期満了日であった。国会の会期は、当初は6月23日であったが、与野党対立のため7月5日まで

延長された。

日弁連や野党側は、改正案を審議未了、廃案に追い 込もうとしていた。私たちも民主党の国会議員に一生 懸命働きかけたが、うまくいかない。一度廃案になれ ば再上程は難しくなる。自民党は、他の法案も抱えて 苦労していたが、ここは他の法案を犠牲にしてでも、 被害者参加、損害賠償命令の法案を通していただかな ければならない。

6月12日、上川陽子先生のご案内で安倍総理にお 会いし、弁護士の自民党宛の要望書1443通を提出す るとともに、是非とも参議院で通していただきたいと 陳情した。同行者は、岡村・宮園・松村・内村幹事、 田村会計監査、高橋弁護士。

安倍総理は、被害者問題に熱心だった小泉純一郎内閣の官房長官で、犯罪被害者等基本法成立後は、犯罪被害者等推進会議の議長を務められ、被害者に理解が深い。

「分かりました。何としても今国会で通します」と確 約してくださり、数々の付帯決議はついたが約束通 り、6月20日に参議院を通過させてくださった。そ の瞬間、私たちは、傍聴席で抱き合って喜んだものだ。

直後に行われた参議院選挙、2年後の衆議院選挙では、いずれも自民党は大敗した。あの時に法案を通しておかなかったら、被害者参加、損害賠償命令の制度は、日の目を見なかったかもしれない。

当時のことを思い出しながら、ブースでお待ちして いると、安倍総理がお見えになった。

「やあ、暫くでした」と、笑みを浮かべながら、手を差しのべてくださった。総理も覚えておられたのである。私は、万感の思いと感謝の気持ちを込めて総理の手を強く握り返した。 熱いものが、ぐっと胸に込み上げてきた。



2007年6月12日安倍総理に陳情した時の写真

犯罪被害給付制度に関する有識者検討会

副代表幹事 渡辺 保

警察庁における、第3次犯罪被害者等基本計画で 決定された犯罪被害給付制度の実態調査が、本年3 月に終了し、その後4月からは標記の検討会が設け られたので被害者の立場で意見を述べてきました。

大学教授3人、民間の犯罪被害者支援団体1人、 法律家1人、警察庁3人と私の計9人が構成員となり、 3か月余にわたり下記の4点について検討を重ねてき ました。

①重傷病給付金の支給対象期間について、期間1年・ 上限額120万円と制限されているところを、期間・ 上限額を決めず、症状固定までを要望しました。

しかし、調査結果では、受傷後1年以内に治癒・症状固定したものは70%、3年以内が99%、上限額120万円を超えて自己負担になった例は、調査458件中2件と少なく、いずれも上位所得者でした。従って、支給対象期間を無期限とする立法事実は認められず、支給対象期間を3年に拡大するにとどまりました。上限額120万円については必要性が認められず、引き上げるべきとの結論には至りませんでした。

②犯罪被害者に負担の少ない支給について、明らかな 犯罪被害で入院3日以上、かつ加療1か月以上との 医師の診断があったものだけでも、医療費の現物給付 を要望しました。

しかし、重傷病給付金の支給裁定までの期間が平均6か月程度かかり、その間、医療機関に支払いを待ってもらうことや不支給の場合の医療費の回収リスク・負担を負わせる等の理由で実施困難との提言になりました。ただ、仮給付金が現行基準時点までの負担額の1/3の範囲内とされていますが、事案によっては、負担額の満額を仮給付できるようにすることと、仮給付金の額をより柔軟に決定できるようにすることにより、犯罪被害者の負担を現在より迅速に軽減できるようにすべきであると提言されました。

③若年者の給付金については、若年の被害者で遺児がいる場合の給付金の増額を要望しました。

それに対しては、遺児の年齢に着目し、現行は 10 年分の見舞金の考え方で計算されていますが、遺児が 18 歳になるまで、その自立に向けた支援を行うとの 考えで、遺児の年齢や数を考慮し、その支援をより充実させることが提言されました。

④親族間犯罪に係る給付金の在り方については、親族間犯罪といってもその実態は様々であり、原則不支給としている現状から原則支給とするように要望しました。

親族の区分類型の合理化と、本人支給か遺族支給かに分けて検討した結果、事件時に親族関係が事実上破綻していたと認められれば、制限を行わないことと(全額支給)すべきと提言されました。例えば、夫婦間では、婚姻関係が事実上破たんしていたり、被害者が暴力から逃れるため別居していたり、離婚調停中であるなどです。直系血族では、暴力継続による支配・隷属関係だった場合などで親族関係が事実上解消していたなどがあげられます。また、18歳未満の者が被害者として受給する場合や、第1順位遺族の場合の特例を設けました。

以上簡単に述べましたが、構成員の有識者の方々と 警察庁の担当者が、犯罪被害者問題について、真剣に 前向きに考えていただいたことを強く感じられた検 討会でした。とても嬉しく、感謝の気持ちで一杯です。 この場をお借りしてお礼を申し上げます。

自民党司法制度調査会/犯罪被害者に関するヒアリングにて(平成29年6月30日)

副代表幹事 土師 守

発言要旨は以下の通りです。

[犯罪被害者問題の残された課題について]

1. 加害者が自ら犯した犯罪に関する出版物に対する規制

一昨年6月に、神戸連続児童殺傷事件の加害男性に よる事件に関する手記が出版されました。

本書のように殺人罪等重大な犯罪の加害者が、加害行為や被害者・遺族に関する記載を含めた手記等を出版することについては現在法律上制約がなく、加害者、出版会社により自由に行われている現状にありますが、このような行為により被害者・遺族は、再び加害者により長い年月が経った後でも心をかき乱され、塗炭の苦しみにさいなまれることになります。かかる書籍の出版は加害者、出版社とも多額の利得を得ることができることから、本書と同様の書籍等が今後も発行されることが予想され、さらに被害者・遺族を苦しめることになります。加害者による再度の精神への傷害罪と言えるものだと思います。

国民一般の表現行為の規制ではなく、凶悪犯罪の加害者による加害行為に関する表現の制限という極めて限定されたごく一部の規制であり、かつ、規制を受ける者は自らに被害者の命を奪ったという極めて重大な帰

責事由があり、当然に受忍すべき規制であると考えます。

2. 被害少年及びその兄弟に対する支援

被害者が少年であれば、発育過程にある未成年の兄弟がいる可能性は非常に高いと思います。

加害少年は、法律によって厚く保護され守られており、国の加護のもとに更生という名の道を進み、勉強をすることも、職業訓練を受けることもできます。しかしながら、被害者少年や未成年の兄弟たちには、公的な支援は何もありません。事件後、学校に行けなくなり、勉強ができなくなっても、誰も助けてくれません。問題は教育上のことだけではありません。精神的にも、肉体的にも発育途上にあり、また感受性の高い時期に、兄弟が悲惨な事件に遭ったとすれば、それは、大人とは違った意味で、非常に大きな精神的ダメージを受けます。それに対して、親だけで対処することは極めて困難なことです。この問題に対処できるような児童精神医学の専門医や臨床心理士の存在は非常に重要であると思います。

被害少年やその兄弟に対する公的な支援は是非とも 必要なものであり、制度を早急に創設して欲しいと 願っています。

男性が婦人科を受診するようなもの

~死刑廃止論者の弁護士に弁護は依頼できない

幹事・精神保健指定医・医学博士 高橋 幸夫

日本弁護士連合会(日弁連)は、「弁護士は法律の 専門家として『社会生活上の医師』である」と自称し ている。小生も犯罪に遭うまでは、そのように信じ、 弁護士は清廉潔白で「清く・正しく・美しく」生き、 尊敬できる人たちばかりと思っていた。しかし、事は 全く逆であった。そのように尊敬されながら弁護活動 している人たちも多くいるが、大半とは申さぬまで も、日弁連は独善的で傲慢で高慢な一部の人たちの集 まりでもある。

昨年10月、第59回人権擁護大会に出席してみた。

日弁連が言うに「毎年、人権擁護大会を行い、毎回多数の弁護士、市民の参加を得て重要な人権問題をテーマにシンポジウムを開催している」とのことであった。しかし現実は、参加市民は少なく、弁護士の参加も総数3万7千余人のところ、わずか3%弱(786人)であった。重要議題とする死刑廃止宣言への賛同者においては、たった1.5%(546名)に過ぎなかった。それにもかかわらず、毎回多数の参加者を得て重要問題を議論していると言うのである。「会内の民主主義に従い、多数決で決めているから、日弁連の総意(3

万7千余人)として正当である」との論である。しかも加害・被害両者、及び国民の人権について議論するものかと思いきや、加害者の人権擁護のみであり、被害者の人権は論外であった。これでは、独善的、独裁的行為で、社会常識から大きく外れている。

また、「『刑罰制度の改革』と『犯罪被害者・遺族の 支援』とは別個の問題である」と彼らは言う。

被害者は、平凡に日々を送っていても、ある日突然命を奪われるのである。被害者・被害者遺族の心情を察するに難くはない。誰しも無念と強い怒りを覚え、それは誰しもが抱く感情で異常なものではない。この感情を法の下で、加害者と平等公正に扱われてこそ、被害者の無念と怒りは鎮まるのである。そうして被害者は、内なる被害の心を受け止めて、外からの支援を受け入れる「心の準備」が生じるのである。すなわち鎮魂無くして、被害者支援は成り立たないのである。こうした心理動態も分からずして「『刑罰制度の改革』と『犯罪被害者・遺族の支援』とは別個の問題である」

と日弁連は良識者ぶって言う。これは「死刑制度を廃止して被害者の心を打ち砕き、札束で頬を叩く」ことである。被害者の自尊心を大きく傷つけ、二次被害を与えるだけである。これで「社会生活上の医師」と自惚れているのだから驚くほかはない。

開業医には内科・外科・産婦人科など、最低限の専門分野が分かるように表記してある。国民は、症状によって受診する医者を選ぶことができる。片や、日本の弁護士看板には、何故、専門分野が表記されていないのか? これでは、国民はどの弁護士に依頼して良いのか見当がつかない。特に「死刑廃止論者」か「死刑存置論者」かを、弁護士は明記するべきである。さもなければ、死刑を望む被害者が、死刑廃止論者の弁護士に弁護を依頼する場合もあり、利益相反が生じる。つまり「男性が婦人科を受診する」ような奇妙な齟齬を生じる。これは国民や被害者にとって切実な問題である。この現状を広く国民の皆さんに知ってもらいたい。

会員の声

日弁連定期総会を傍聴して

糸賀 美恵

今回、第68回日弁連定期総会を傍聴させて頂きました。

私は 15 年前に殺人事件で息子を亡くした遺族です。当時の裁判は、被害者参加制度もなく、生きている被告人と死んでしまった息子を天秤にかけたら、被告人の人権の方が重いと思わせるかのようなものでした。私たち遺族は極刑を望んでいましたが、たった 12 年の懲役刑でした。被害者がたとえひとりでも、罪なき人の命を奪ったのだから、命で償ってほしいと思っていたので無念でした。

人を殺めた者は自分の命が奪われる恐怖と向き合って初めて反省し、贖罪、償いの気持ちが芽生えるのではないかと思います。もしも、死刑制度が廃止になったなら、加害者の反省の機会を奪い取ってしまうことになります。それこそ人権侵害に当たるのでないでしょうか。こんなに犯罪者に甘い国では、減少傾向にあると言われている凶悪犯罪を再び増加させることにならないのか心配です。

数年前に、日弁連の死刑廃止の集会に参加しました。講演者のひとりは、3人の殺人罪で死刑判決を受けた加害者の母親のことを引き合いに出して、年老いた母親が後に残されて可哀相だと同情していました。しかし、この事件によって、両親や兄弟等の多くの被害者遺族がずっと苦しみながら生きているのです。被害者側の苦しみには目を向けず、死刑制度廃止に向けて活動する日弁連には一国民として不信感を抱きました。

こうした日弁連の死刑制度廃止に向けた活動には何度も傷口をえぐられる思いです。国民の80%以上が死刑制度の存置を望んでいるのに、日弁連は国民を裏切ることをしているのです。強制加入である日弁連の弁護士3万人以上のうち何人が、死刑制度廃止を望んでいるのか、一人ひとりに問うてみたいと思いました。

活動報告 2016年12月~2017年7月

2016年12月

- 1日 伊藤裕会員が近畿管区警察学校の学生 40 名に「犯 罪被害者を支える、警察機関へのお願い!」の講 演をした。
- 4日 第182回関西集会
- 18日 関東集会懇親会
- 21日 渡邊副代表幹事が横浜市犯罪被害者等支援体制の 整備促進事業における第3回共通支援ツールの検 討会に出席した。

2017年1月

- 8日 第183回関西集会
- 14 日 第 157 回関東集会
- 18日 永野会員が姉ケ崎駅前にて、未解決事件の情報提供を呼びかけた。
- 同日 渡邊副代表幹事が横浜市犯罪被害者等支援体制の 整備促進事業における第2回関係機関合同会議に 出席した。

2017年2月

- 5日 第184回関西集会
- 7日 坂口会員が「被害者の視点を取り入れた教育」の一環として豊ヶ岡学園にて講師を務めた。
- 18 日 第 158 回関東集会

2017年3月

- 5日 第185回関西集会
- 8日 林代表幹事代行が近畿管区警察学校で「犯罪被害 者家族の想い」を講演した。
- 18 日 第 159 回関東集会
- 22日 渡邊副代表幹事が横浜市犯罪被害者等支援体制の整備促進事業作成による「共通支援ツール」使用 のための「ガイドライン」検討会に出席した。

2017年4月

- 2日 第186 回関西集会。受刑者収容施設について法務 省係官から説明を受けた。
- 10日 渡邊副代表幹事が第1回犯罪被害給付制度に関す る有識者検討会に出席し「重傷病給付金の支給対 象期間の在り方」について意見を述べた。(随行者: 松村/後藤)
- 15 日 第 160 回関東集会
- 20日 岡本会員が長崎県警察学校にて「犯罪被害者の心理と必要な支援について」の講師を務めた。
- 21日 伊藤会員が近畿管区警察学校の学生 40 名に「犯 罪被害者を支える、警察機関へのお願い!」の講 演をした。
- 24 日 渡邊副代表幹事が第2回犯罪被害給付制度に関す

る有識者検討会に出席し「犯罪被害者に負担の少ない支給の在り方」について意見を述べた。(随行者:松村/後藤/高橋)

2017年5月

- 7日 第187回関西集会
- 11日 渡邊副代表幹事が横浜市犯罪被害者等支援体制の整備促進事業作成による「共通支援ツール」使用のための「ガイドライン」第2回検討会に出席した。
- 19日 渡邊副代表幹事が第3回犯罪被害給付制度に関する有識者検討会に出席し「親族間犯罪被害に関わる給付金の在り方①」について意見を述べた。(随行者: 松村/後藤/高橋)
- 20 日 第 161 回関東集会
- 23日 土師副代表幹事が、犯罪被害者の声を国会に届ける院内集会にて事件から20年の節目に当たり現状を述べた。
- 25日 伊藤会員が大阪府警察学校で各市町村警察被害者 対策窓口署員50名に「犯罪被害者を支える、警 察機関へのお願い!」の講演をした。
- 26日 日本弁護士連合会第68回定期総会を傍聴した。(松村/渡邊/田村/糸賀/白松/粂)
- 28 日 第 152 回幹事会
- 29日 渡邊副代表幹事が第4回犯罪被害給付制度に関する有識者検討会に出席し「若年者の給付金の在り方」と「親族間犯罪被害に関わる給付金の在り方①」について意見を述べた。(随行者: 松村/後藤/高橋)

2017年6月

- 1日 伊藤会員が近畿管区警察学校の学生 40 名に「犯 罪被害者を支える、警察機関へのお願い!」の講 演をした。
- 2日 第59回全国矯正展に参加した。当日は安倍総理 が犯罪被害者団体のブースに立ち寄られた。(参加 者: 岡村/松村/渡邊/後藤/高橋(正)/田村)
- 4日 第188回関西集会
- 5日 渡邊副代表幹事が第5回犯罪被害給付制度に関する有識者検討会に出席し「親族間犯罪被害に係る 給付金の在り方②」について意見を述べた。(随行者:松村/後藤/高橋)
- 17 日 第 162 回関東集会
- 19日 渡邊副代表幹事が第6回犯罪被害給付制度に関す る有識者検討会に出席した。「川出敏裕座長試案検 討」(随行者: 松村/後藤/高橋)
- 30日 土師副代表幹事が自民党/司法制度調査会(上川陽子会長)のヒヤリングを受け、加害者が自ら犯した犯罪に関する出版物の規制、被害少年及び兄弟たちに対する支援について述べた。岡村/松村

/渡辺/高橋(正)/高橋(幸)が出席し意見を述べた。

2017年7月

- 1日 高橋(幸)幹事が(一社)日本精神科看護協会/ 精神科認定看護師資格習得のための研修会にて 「精神保健福祉 犯罪被害者への支援」の講義を した。
- 2日 第189 同関两集会
- 4日 自民党/司法制度調査会(上川陽子会長)に岡村 /渡辺/後藤/高橋(正)が出席し意見を述べた。 (随行/米田・澤田弁護士)
- 5日 岡本会員が鹿児島県警察本部の依頼により平成29

- 年鹿児島県犯罪被害者等支援連絡協議会/特別講演会にて講師を務めた。
- 6日 林代表幹事代行が近畿管区警察学校で「犯罪被害 者家族の想い」を講演した。
- 13日 岡村顧問、松村代表幹事、渡邊/後藤/高橋(正) 副代表幹事が警察庁を訪問した。
- 14日 渡邊副代表幹事が第7回犯罪被害給付制度に関す る有識者検討会に出席した。「最終提言案検討」 (随行者:松村/後藤/高橋)
- 15 日 第 163 回関東集会
- 25日 岡本会員が長崎市心身障害者団体連合会からの依頼により夏季教育研修会において対談形式で講演した。

幹事会/関東・関西集会 報告

幹事会報告 第152回(平成29年5月)

犯罪被害給付制度に関する有識者検討会の進捗状況について委員の渡辺副代表と随行幹事から報告がされた。内閣府所管の時より前向きな検討がなされていることを確認した。あすの会規約第9条により後藤啓二(弁護士)幹事

を正式に副代表幹事として全員一致で選任した。あすの会規約第10条により、全幹事は2年の任期を過ぎたが、次期役員が決まるまで役員としての任務を続行することにした。大会開催時期については今後検討する。

関東集会報告 第157回 (平成29年1月)~第164回 (平成29年7月)

7月まで、第3土曜日に計7回開催いたしました。12 月はVSフォーラムのシンポジウムに参加しその後、懇親 会を開きました。

会の活動報告とその協力の要請や、司法関連の DVD を 視聴、また新聞記事等を読んでの活発な意見交換など、 時間が足りなくなることもあり、続きは懇親会まで持ち越 されることもしばしばありました。幹事、会員が傍聴した 日弁連の定期総会の報告には、日弁連の被害者に対する 独善的な姿勢に落胆の声が噴出しました。その他に会員の 近況を語り合い、お互いの癒しの場としての効果は発揮し ていると感じます。毎回の交流を通じて、被害者の心の傷 は時間の経過とともに自然に治るものではないことを痛切 に感じます。

関西集会報告 第182回 (平成28年12月)~第189回 (平成29年7月)

1月は、法務省の担当官の参加を得て「再被害防止と監獄法の見直し」について、わかりやすく説明して頂きました。NLを読み、死刑存置意見の集約をしました。2月は、武庫川女子大の大岡准教授をお招きし、自治体の犯罪被害者施策の実施実態についてご教授して頂き、明日の被害者が報われるためには、私たちが発信し続けなければならないことを思い知らされました。3月は神戸にて開催し、神戸市より1年間の実績について説明を受け、兵庫県警被害者支援室の参加もあり、再被害防止対策について強く

要望をしました。4月は、明石市の犯罪被害者支援条例改正の意見交換会(5 / 19 開催)に向けて、意見集約を行いました。裁判員裁判の死刑判決が再々高裁で覆る件は、看過できず対策が必要と話し合われました。5月、大阪府・大阪市・堺市・大阪府警から今年度の支援事業の説明を受けて懇談しました。6月、5 / 23の参議院院内集会の報告を受けました。神戸児童連続殺傷事件から20年の報道番組のDVDを鑑賞し、矯正教育の在り方につき議論しました。

運営の基本

【会員·特別会員】

会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、幹事会が認めた方に限ります。また、当会設立の趣旨・目的に賛同し、その実現に熱意を有する、幹事会が特に承認した方は、特別会員として入会することができます。

【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。また、会員の承諾なしに会の知り得た情報は漏らしません。プライバシーの保護には十分留意いたします。

会 計

当会は、会費を徴収しておりません。事務運営、事務管理、ニューズ・レター発行、郵便、通信料などの諸経費は、発足以来、すべて支援者の寄付で賄われています。

ご寄付いただきました方々には、改めて厚く御礼申し上げます。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

寄付金のお振込先

ゆうちょ銀行 00170-6-100069 [あすの会] ○一九 (ゼロイチキュウ)店 (019)当座0100069 (他の金融機関からの振込用口座番号)

三井住友銀行 丸ノ内支店 (普)6577163 「あすの会 代表幹事 松村 恒夫」

三菱東京UFJ 銀行 丸の内支店 (普)2149873 「あすの会 代表幹事 松村 恒夫」

法廷付き添いのご案内

事件を思い出す裁判傍聴に 私たちが付き添います!

当会では、被害を受けた方が法廷で心細い思いをしないように、付き添いサービスを行っています。付添人は、当会が依頼したボランティア・会員の人たちです。

付き添いを希望される方は、事務局までお問い合わせください。その際、下記の点についてお聞きすることになりますので、お手元に資料をご用意くださいますようお願いいたします。

- ●犯罪被害者名
- ●主な縁故者と被害者の関係
- ●被告人名
- ●裁判所名·公判係属部
- ●前回の公判日 (傍聴券必要の有無)
- ●次回の公判期日
- ●付き添いを希望する者への希望(年齢等)
- ●起訴状のコピー送付の可否

※調整がつかない等ご要望に添えない場合もあります ので、あらかじめご容赦ください。

電話による無料法律相談

弁護士による無料の法律相談を**毎週水曜日**に 行っています。

生命・身体に関わる犯罪被害にあわれた方、およびそのご家族でお困りの方は、お気軽にお電話ください。

時間:PM1:00~4:00

電話: 03-6434-5348

編集後記

7月に入り、九州地方での豪雨災害が連日報道されています。このような自然災害による被害と我々が体験させられた犯罪被害とはどう違うのかと改めて考えさせられてしまいます。同じ人が亡くなったという被害でも、全く実情は異なるからです。自然災害は、その加害者ともいうべき自然に対しては、一部人災を除き、恨みや悔しさは残りますが、諦めの心境に達することができるかもしれません。

しかし、犯罪による被害だけが、人間が人間に対して攻撃することによって引き起こされたという特性を持った被害なのです。尊厳を奪い、屈辱感を与えるなどの攻撃行為であるために、非常に深刻で残虐な形態を生じます。これは自然災害など他の被害にはないことです。よって、事件関係者の方々には、犯罪被害者の個々の実情に応じて、適切に対応していただければと願ってやみません。

ニューズ・レターに対する皆様のご意見・ご感想をお寄せください。また、取り上げてほしい記事などがございましたらお知らせください。よろしくお願い申し上げます。